

週刊センターニュース No.121



第121号（2006年8月7日）毎週月曜日発行
発行：金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL：http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

○●○ 共同学習会のご案内 ○●○

日時：第126回 日時：8月10日（木）16：30～18：00

場所：角間キャンパス総合教育棟2階大会議室

テーマ：大学の内部組織の構造改革はどうあるべきか

発表者：早田 幸政・渡辺 達雄（大学教育開発・支援センター）

趣旨：現在の構造改革の中であって、大学の教育研究に関わる内部組織のあり方が検討され、主要な大学で改革が進行しつつあります。現在、早田幸政副センター長を主査に、文部科学省[先導的
大学改革推進委託]事業（「教員の所属組織」）に係る調査研究を進めており、先日の学習会で研究
の背景・趣旨説明等の報告をしましたが、今回、その後の政策動向の解説と併せ、中間集計結果（大
学全体・学部）の要点を報告したいと思います。また、広島大学高等教育研究開発センター公開研
究会にて報告と意見交換を行いましたので、そこでの議論も含め、講座制や学科目制あるいは新た
な職制が今後、どのような組織に改革される可能性があるのか、一緒に考えていきたいと思いま

○●○ 高等教育情報センター「成績評価の厳格化と学習支援システムⅡ」参加報告 ○●○

改めて指摘する必要もないが、大学（認証）評価において、学生の学習経験ないし教育成果は重要な位置を占めている。そして、それら経験・成果を適切に測定・検証する方法・基準に対する関係者の関心もこれまで以上に高まりつつある。7月12日に参加した標記セミナーも、そうした背景の下で企画されたものである。セミナーでは、同志社大学や関西国際大学など4大学における、成績評価の厳格化をねらうGPA制度の運用状況と制度を実質的なものにするためのシステム（ソフトやインフラ）について、現場で先頭に立って活動を進めている方々から、話を聞くことができた。以下、全体に共通した論点として挙がり、かつ本学にとっても有益だと思われることを、簡単に述べる。

- ① 個々の教員の成績評価が適切でない場合GPAへの信頼感が低下するので、公平性を確保するためにも、全学的に統一したもの（ガイドライン）が重要になってくる。具体的な数字（資料）などを出して、どこに問題点があるのか教員同士で認識し、議論することが大切である。
- ② 学生の学業成績を測るのに、GPAが基準としてふさわしいかという点。平均値をとるというGPAの性格もあるので、科目・分野ごとの成績評価の幅（特性）を見越して、評価の基準をどう構成すればよいのか考えなければならない。GPAだけでなく、様々な基準をうまく組み合わせて活用するなど、日本の大学制度に適合した成績評価制度の確立、精度を高めるためのシステム開発が必要である。

- ③ GPA 制度の効果的な運用に向け、教職員の意識改革（とくに責任感）が必須の課題である。レベルアップに向けてそうした内容の教職員の研修が求められる。
- ④ 教育の活性化のために、学生指導・学習指導など他の様々な取組みとうまく結び付ける必要があり、そうすることで逆に、例えば学生の授業評価に対する関心も高まることになるのではなかろうか。
- ⑤ いずれにしても、学生の勉学の動機付けとなる評価、学習活動の支えとなるような評価、そして教育活動を改善できる評価とはどういうものか不断に考えていく必要がある。

（文責 評価システム研究部門 渡辺達雄）

○●○ 専門教育と専門家教育－日本医学教育学会で報告して－ ○●○

7月29日、奈良市で開催された第38回日本医学教育学会で報告する機会を得た。分科会「卒後臨床研修」での口頭報告であった（同じ時間帯に、主会場では日野原重明名誉会長の講演「日本の医学教育に望むこと」が行われていた）。本学医学部附属病院で私が担当した卒後臨床研修プログラム診療基盤講義「医事法（行政処分）」の内容と受講生感想の紹介および研修改善提言が主たる内容であった。

講義内容の骨子は、①横浜市立大学附属病院と東京医科大学病院で重大医療事故の直後に研修を担当した経験から、起きてしまったからの教育は再発防止には意味があるが、本来、医療事故の未然防止に努めるべきであるとして、卒後臨床研修で学ぶ動機付けを確認したこと、②医療事故確定判決の紹介、③医師に対する民事賠償・刑事制裁・行政処分等の事例の確認、というものであった。この講義に対する無記名式アンケートによる受講生の反応は、<知らなかったことばかりであり、専門家としての責任の重さを再認識した>という感想に象徴されるように、おしなべて医師としての仕事上意義ある内容という肯定的評価であった。これに基づく私の学会員への提言は、①医療事故についての教育は学部段階においてもなされるべきであること、②公益通報者保護法を含めた法の精神を確認する教育・研修が必要であること、というものであった。

座長からは<医療事故の問題の重要性は学会でも認識しており、学部教育あるいは、臨床研修で、医療訴訟の裁判傍聴をとり入れることができないか検討中である>とのコメントが得られた。質疑終了後、「新医師臨床研修制度における指導ガイドライン」を作成された国立保健医療科学院の安全科学室長より、今後のガイドライン改訂の参考になる報告であったとの意見をいただいた。

今後の大学教育においては、学部段階での専門教育と、資格取得後研修などのいわば専門家教育との連携を視野に入れた取組を心掛けねばならないと考える次第である。

（文責：教育支援システム研究部門 青野 透）

○●○ 「センターニュース」休刊のお知らせ ○●○

8月14日の週刊センターニュースは、夏季一斉休業期間にあたりますので、休刊とさせていただきます。次号は8月21日付となります。